2013-14年度 田辺東ロータリークラブ週報



第1917回 例会

2013-14年度RI会長:ロン D・バートン 第2640地区がパナー: 久保 治雄

創立:昭和49年5月15日

会長:竹村 英一 幹事:後藤 信博 会報:谷本 司



VOL41 No. 29 2014年 2月12日(水)

事務所: 田辺市下屋敷町81-10 きのくに信用金庫田辺支店3F

Tel 0739-24-6427 Fax 0739-34-5008

E-mail t-eastro@mb.aikis.or.jp 例会:毎週水曜日 12:30~

司会者

竹村 英一 会長

唱歌

"トロイカ" 野村 憲二君



| 出席報告 | | | | | | |
|------------------|------|------|---------|--|--|--|
| 会員数 | 義務免除 | 欠席者数 | 本日出席率 | | | |
| 51名 | 6名 | 7名 | 84. 44% | | | |
| 1月29日修正出席率86.96% | | | | | | |

ビジター

田辺RC 新井康司様

奥田信一様

ニコニコ箱

(敬称略)

- ◇お世話になります。
- 田辺RC新井康司様
- ◇新井様、お久しぶりです。ごゆっくりしていって下さい。
- ◇今日はがんばります。

前田吉彦

◇前田吉彦君卓話頑張って下さい。

後藤、橋本、平野、石井、木村、小山、畔田、 丸山(博)、森本、中川、中嶋、野村、大久保、 佐田、竹村、谷本、谷中、玉置、上原、早稲田、 山本、吉本

◇竹田恒泰氏の講演は大変素晴らしかった。昨日の建 国記念日に国旗を揚げました。

ソチオリンピックでやっと日本がスノーボードでメ ダルを獲得しましたネ!10代の選手の活躍は素晴ら しい!ロシアの15オキャンドルスピンは圧巻でした。

吉田

◇チョコレートありがとうございます。嫁さんもくれ ないのに・・・ 本田

◇奥様誕生日

中西

◇お花頂きます。

谷室

会長報告

- ■本日のプログラムは内卓として、前田吉彦君による 会員卓話です。後ほど宜しくお願い致します。
- ■2月5日(水)、40周年記念事業委員会の打合せが行われました。出席していただいた皆様、ご苦労様でした。
- ■本日例会終了後、定例理事会を開催致します。理事・ 役員の方はご出席下さいますようお願い致します。
- ■ガバナー事務所より地区大会のDVDが届きました。回 覧致します。

幹事報告

- ■メークアップ
- ◎2月5日(水)40周年事業委員会

愛須君、後藤君、本田君、岩崎君、片井君、木村君、 小山君、丸山君、中川君、野村君、岡本君、佐田君、 坂本君、武田君、谷中君、玉置君、山本君、吉本君

- 回覧
- ◎週報「串本RC」「橋本RC」
- ◎「シーカ106号」
- ◎社会福祉法人ふたば福祉会より「この街で23号」
- ◎ガバナーエレクト事務所より

「会長エレクト研修セミナー (PETS) および次年 度のためのロータリー財団セミナー開催について」

◎ガバナー事務所より

「地区大会DVD送付ご案内」 「古座川王国インフォメーションガイド」 「指名委員会報告(副ガバナー)」 「2016-2017年度ノミニー確定宣言」

◎和歌山城南RCより

「御連絡」「無効宣言」

「御連絡」「ガバナーノミニー選出方法について」 「2016-2017年度ガバナーノミニー指名に関して (パストガバナー宛)」

「御連絡」「公開質問状」

- ◎2014-2015年度版 ロータリー手帳の申込表 2月19日例会を締切とします。今年度と同じサイズで 製作しています。申し込みをまとめて注文します。 支払はクラブ経費です。
- ◎40周年記念事業委員会より4月27日(日)開催のJCとの協賛事業時に着用するTシャツのサイズ表と申込表

報告

◎田辺市要約筆記会 サム 事務局 木村久子様より先日 の御礼状が事務局に届いております。 ◎ロータリー情報委員会 委員長 西谷 次彦 昨今の地区の状況にて簡単に報告 ◎40周年記念ゴルフ委員会 委員長 武田 静也 本日の夜、急ではありますが委員会を開催したいと思 います。資料を配布してますので持参ください。

本日のプログラム



消費稅他、稅務世間山話?

前田 吉彦君

税理士という職業の立場上消費税についての一般的な内容についてだけ 会報に載せさせていただきます。

消費税法改正等のお知らせ

平成 25 年 1 1 月

广

国 税

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付金びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費が収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

| 区 分 | 規 行 | 平成 26 年4月1日 | 平成27年10月1日 |
|--------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 消費税率 | 4.0% | 6,3% | 7.8% |
| 地方消費税率 | 1.0% (消費税額の25/100) | 1.7% (消費税額の17/63) | 2.2% (消費税額の22/78) |
| 合 티 | 5.0% | 8.0% | 10,0% |

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案 した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を請することとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置(F5 税率引上げに伴う経過措置)参照)が適用されるものを除さ、適用 開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。 消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を 実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関 する特別措置法」(平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」)において、消費税の転嫁等 に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」(下記URL)をご覧ください。

U.R.L. http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html

消費税価格転嫁等総合相談センターが設慮されました

転嫁・価格表示・便無値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL http://www.tenkasoudan.go.jp (24時間受付)

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

□サイクル調告(人) □サイクル調告(人) □サイクル関告(人)

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

〇制度の概要

その事業年度の基準期間(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

- (注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
- 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

〇適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

- (注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- (注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費 税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

〇適用開始時期

個人事業者の場合には平成 27 年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成 26 年4月1日以後開始する課税期間(平成 27 年3月末決算分)から適用されます。

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。
 - ※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。
 - ※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税 貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引 き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引 上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。(注)8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

| 経過措置の内 | 容 | 2000 | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|------------------|
| ① 旅客運賃等 平成 26 年 4 月 1 日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す 場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成 26 年 4 月 1 日前に領収しているもの | | 適用開 (H26. 対価受領 | 4.1) 入場等 |
| ② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成 26 年4月 1 日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成 26 年4月 1日から平成 26 年4月 30 日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの | 維統供給 <u>△</u> | | 4.30 権利 確定 |
| ③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等 | | 官日 10.1) | 譲渡等 |
| ④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以 後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限 ります。)における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け | 契約 | 貸付け | |
| ⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかしめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供をである。 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供といいます。 | 契約 | | 指定役務 |
| ⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続 供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26 年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日 以後に行われるもの | 契約 | 対価受領 | 定期供給 |
| ⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成 26 年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成 26 年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。 | | 指定発売日 | 譲渡 |
| 8) 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成 25 年 10 月 1 日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した 場合において、平成 26 年 4 月 1 日前に申込みを受け、提示した条件 こ従って平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる商品の販売 | 指定 (H25.1) 条件提示 | 200 | 譲渡 |
| 9 有料者人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 有料者人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居ー 特金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に基 づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の 提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる 当該入居一時金に対応する役務の提供 ※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が | 契約 | 介護サービス | |

Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を 選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

(例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を 次のように表示する。

 OOO円 (税抜価格)
 OOO円 (税別)

 OOO円+税
 OOO円+消費税

(例 2)

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」に「総額表示義務の 特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)」を掲載しています。上記以外 の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○制度の概要

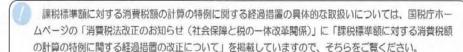
平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記Iの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この 経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年9月30日財令第92号)により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

〇適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。



- O お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ね ください。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。